

4 築上第 031501 号
令和 5 年 3 月 15 日

築上町監査委員 殿

築上町長 新川 久三
(上下水道課 上水道係)

随時監査結果に対する措置について (回答)

令和 5 年 2 月に実施されました随時監査においてご指摘いただきました事項について、別紙のとおり回答します。

(1) 関係書類について

起案の内容について、内容が慣例化され不適切な部分が見られるので、件名の統一や内容の精査を十分行うとともに、上司の管理監督機能の向上を図るよう努力されたい。

【措置内容】

ご指摘いただいたとおり不適切な部分がありましたので、起案、文書等の作成には十分注意を払い、また決裁権者の方でも内容等を十分精査し、改善に努めます。

(2) 契約金額の積算根拠の明確化及び妥当性について

令和3年度に管理状況が変わった時点で契約金額の見直しを行っているが、積算根拠の明確化及び妥当性を再確認していただきたい。

【措置内容】

令和3年度時点では草刈りを会計年度任用職員の時給金額にて契約を行っていたが、令和4年度の更新の際、管財係と協議し草刈りを通常業務に含む委託金額に変更を行った。

今回委託金額の指摘があった為、京築地区水道企業団の浄水場委託契約の実務内容で積算を行ったところ、現在の委託金額の方が安価であり、民間委託となれば費用が大きくかかる事が考えられます。

来年度は委託内容を見直し、積算根拠の明確化、報告書の精査を行い再度、管財係と協議の上、契約内容の妥当性を確認して業務を行います。

(3) 支払時期について

築上町水道浄水場管理委託契約書第3条の当月払いとなっている支払いについて、令和5年度から履行確認後の翌月払いとするよう検討いただきたい。

【措置内容】

来年度から管理委託の報告書提出後、履行確認書の決裁、請求書受理のち、支払いを行うように契約の変更に向け準備を行っております。

(4) 公営企業会計事務における根拠法令の確認について

地方自治法及び地方公営企業法のうち、どちらに準拠すべきか再確認いただきたい。

【措置内容】

築上町水道事業会計においては、全部適用としていますが、地方公営企業法第7条ただし書の規程により管理者を設置していません。(築上町水道事業の設置等に関する条例第3条第1項)

契約事務に関しては、地方公営企業法の適用に関するマニュアル(平成31年3月改定版)の第1編地方公営企業法適用の手引、第5章その他財務規程当の適用に必要な事項のうち、2契約事務、人事、給与の(1)全部適用の場合に「管理者を置かない場合は、地方公営企業法第8条第2項により、地方公共団体の長が行う。」と記載されています。そのため、築上町水道事業会計の契約事務においては、地方公共団体の長の権限に属することとなり、一般会計部門で事務が行えることができますので、随意契約の理由等においては、地方自治法を準拠しています。